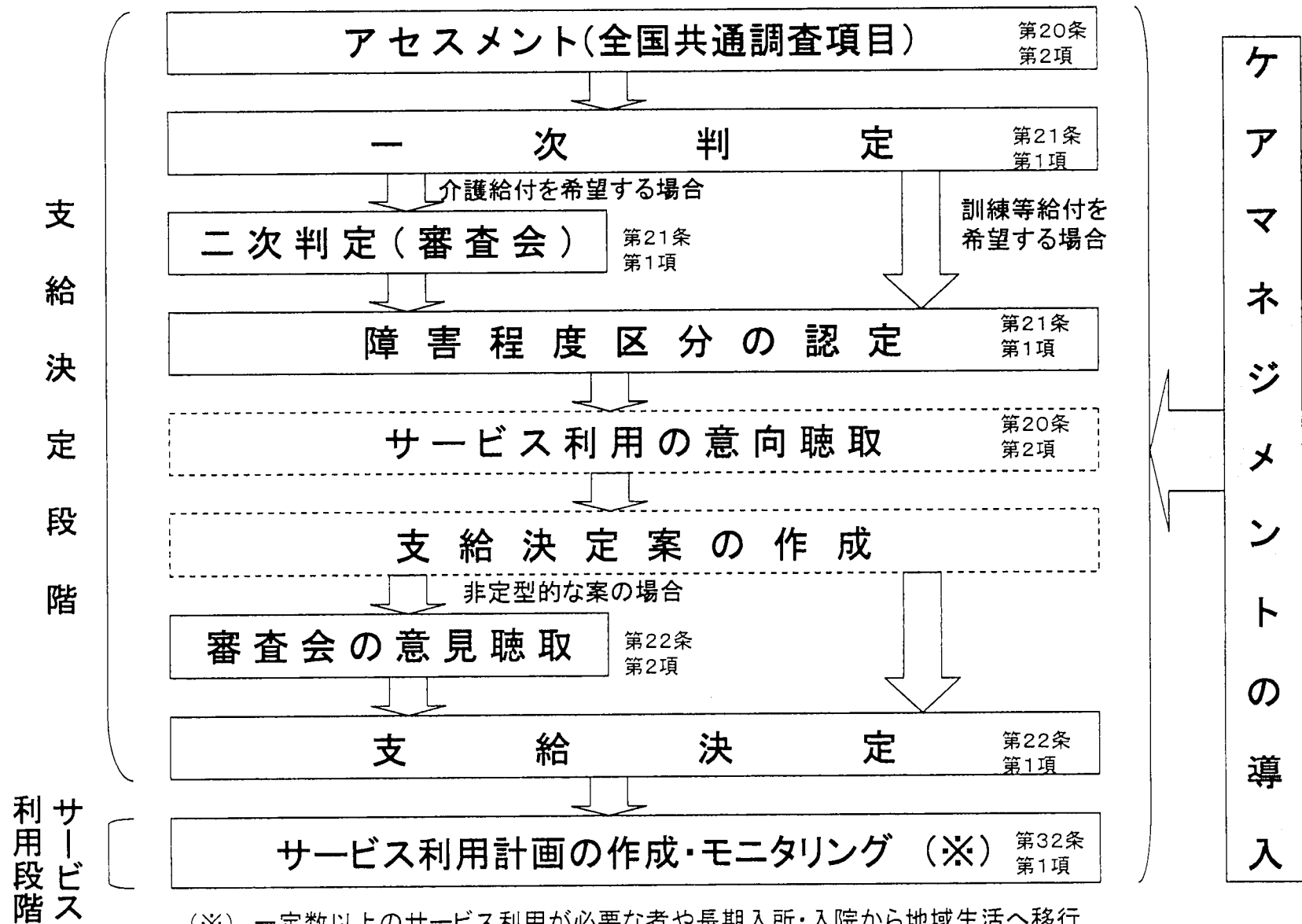


障害福祉サービスの 支給決定・サービス利用のプロセス

支給決定・サービス利用のプロセス(全体像)



(※) 一定数以上のサービス利用が必要な者や長期入所・入院から地域生活へ移行する者などのうち、計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者を対象

ケアマネジメントについて

- 新制度におけるケアマネジメントとは、障害者や家族からの相談に応じ、障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、①適切な支給決定がなされるようにするとともに、②様々な種類のサービスが適切に組み合わせられ、計画的に利用されるようにすること
- 新制度では、第77条第1項
 - (1)相談支援事業を市町村の必須業務として位置付け、これを相談支援事業者に委託できるようにするとともに
 - (2)長期入所・入院から地域生活に移行する者などのうち、計画的なプログラムに基づく支援を必要とする者を対象に、サービス利用のあっせん・調整などを行うための給付(サービス利用計画作成費)を制度化

第32条第1項

現行制度の課題

支給決定段階

- 支援の必要度を判定する客観的基準(統一的なアセスメントや区分)がない
- 支給決定のプロセスが不透明
- ケアマネジメントの手法が活用されていない
- 市町村職員等の対応にバラツキがある

サービス利用段階

- 支給決定後、サービス利用に結びつける支援がない
- 特に、手厚い支援を要する者に対し、継続的な支援が不十分

新制度における対応

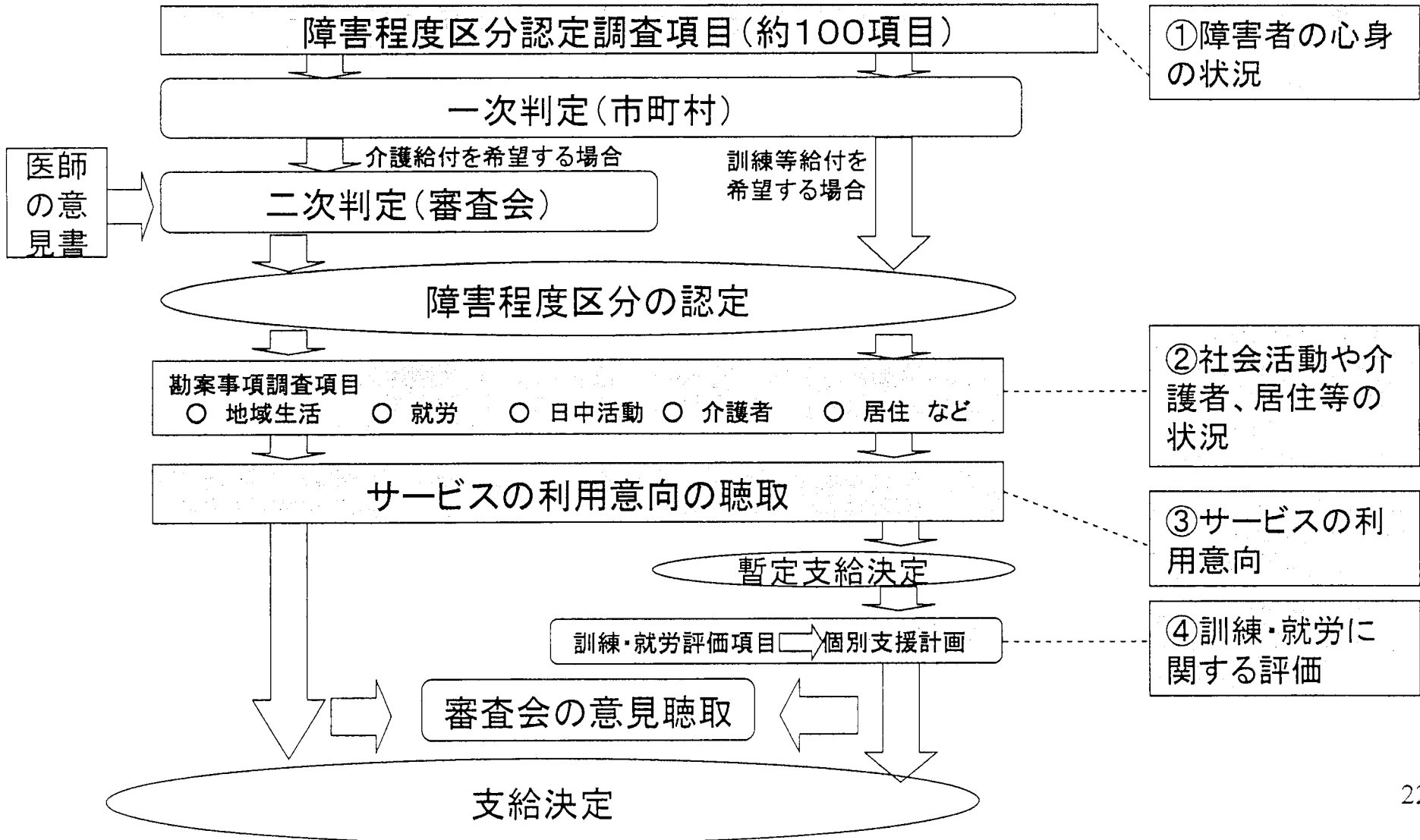
- 統一的なアセスメント、障害程度区分や市町村審査会の導入
- 相談支援事業者の活用
- 認定調査や支給決定に従事する職員等に対する研修の制度化

- 計画的プログラムに基づく継続的支援を要する者に対する、サービス利用計画作成費(個別給付)の制度化

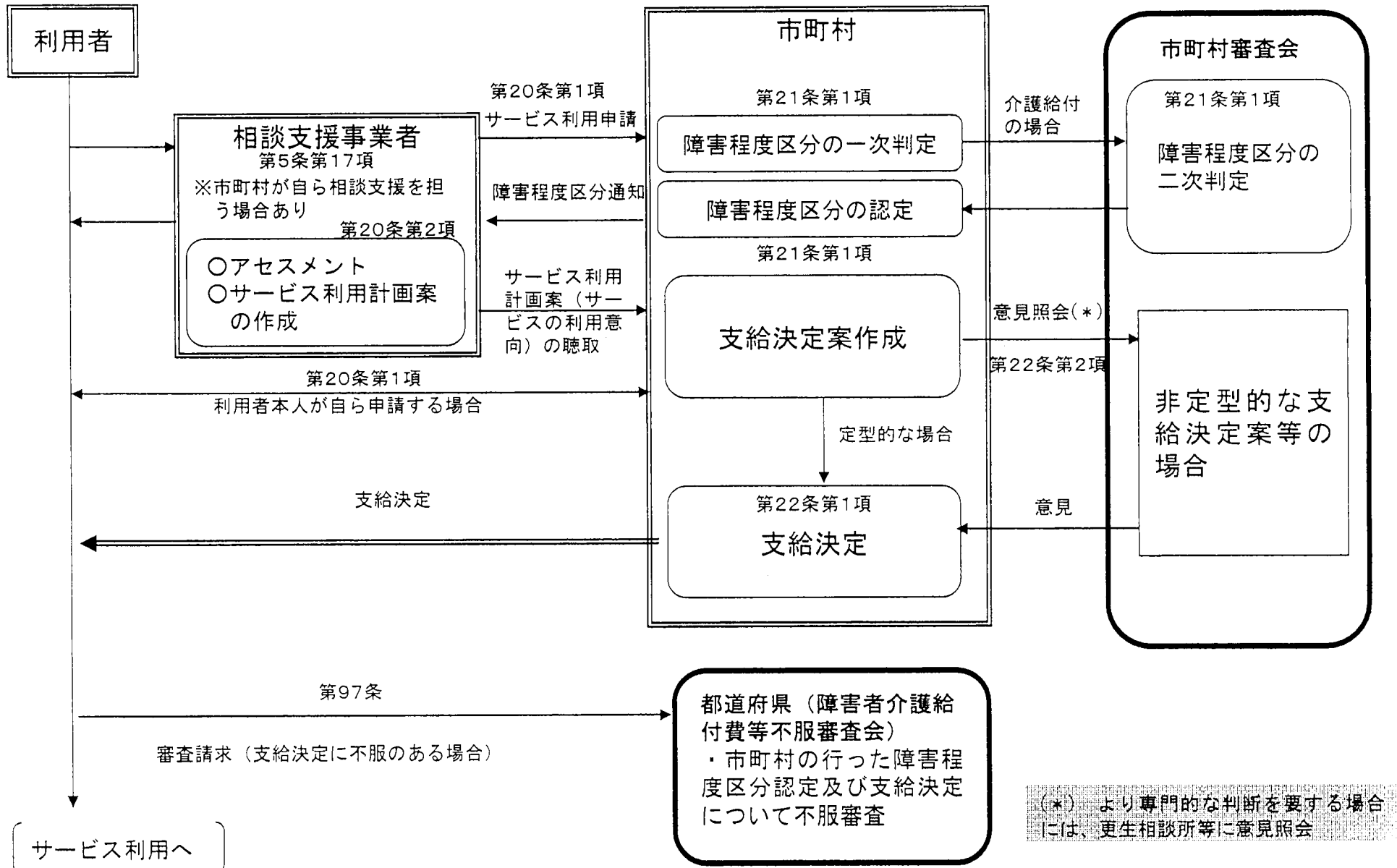
支給決定について

第22条第1項関係

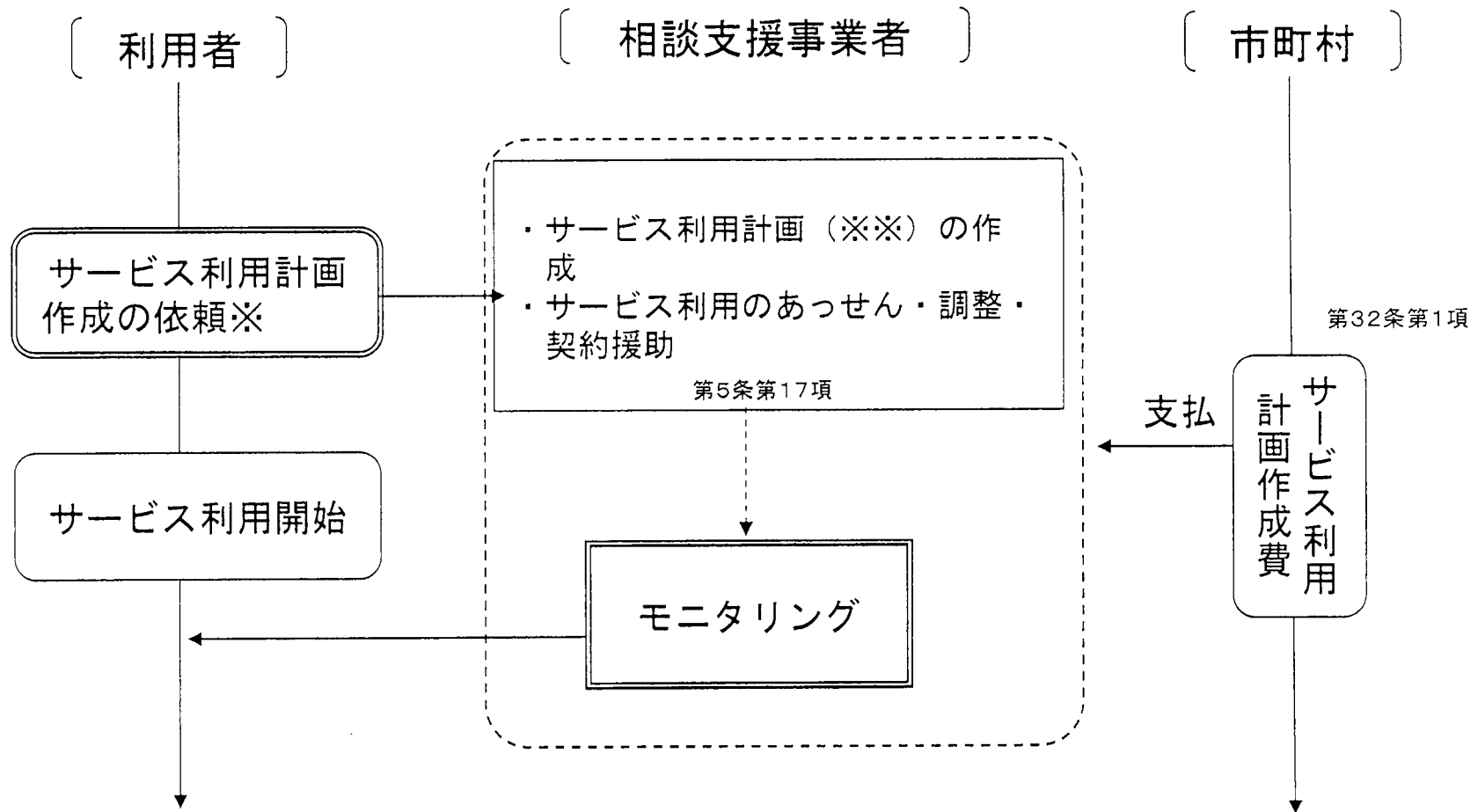
障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。



介護給付・訓練等給付の利用手続き



支給決定後のサービス利用の流れ



※ 一定数以上のサービスの利用が必要な者、長期入所・入院から地域生活に移行する者などのうち計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者を対象とする

※※障害福祉サービスのほか、就労支援、教育、インフォーマルサービスを含む計画とすることが望ましい。

支給決定時のアセスメント項目(案)

障害程度区分		勘案事項調査		訓練・就労評価
領域	例	領域	例	
生活関連	調理 掃除、洗濯 買い物 交通手段の利用	地域生活関連	外出の頻度・状況 社会活動の参加の状況	○ 移動・動作関連項目 ○ 身辺関連項目 ○ 生活関連項目 ○ 就労関連項目 ○ コミュニケーション関連項目
コミュニケーション関連	視力 聴力 説明の理解 意思の伝達		入所・入院歴、入所・入院期間	
行動関連	夜間不眠あるいは昼夜の逆転 多動または行動の停止 パニックや不安定な行動	就労関連	就労状況、過去の就労経験 就労希望の有無	
身辺関連	整髪 上衣の着脱 金銭の管理 薬の内服 排尿	日中活動関連	日中活動の主な場所	
		介護者関連	介護者の有無 介護者の健康状況等	
移動・動作関連	寝返り 移動 洗身	居住関連	生活の場所	
麻痺等関連	下肢麻痺 関節の動く範囲の制限	他のサービスの利用状況	受けているサービスの内容	
医療関連	じょくそうの処置 レスピレーター 透析			

障害程度区分のイメージ(案)

第4条第4項関係

